



令和 6 年 6 月 7 日

生活保護費返納金に対する納入通知書の誤送付

羽曳野市保健福祉部生活福祉課において、納入通知書を誤って別の生活保護受給者に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概 要	○生活保護費の返納金が発生したA氏に対する納入通知書を、令和6年5月30日に別件でB氏に送付した封書の中に同封し誤って送付してしまいました。 ○令和6年6月4日（火）15時ごろA氏の納入通知書が混入しているとの連絡があり、誤送付があったことが判明したものです。
漏洩した 個人情報	「住所・氏名・納入金額」
対 応	○誤送付判明当日（4日）に、生活福祉課職員がB氏のお住まいを訪問のうえ説明及び謝罪をし、理解を得ました。その際、誤送付したA氏の納入通知書を回収しました。 ○誤送付判明当日（4日）に、生活福祉課職員がA氏のお住まいを訪問したところ不在であったため、翌5日に再訪問し、経緯の説明及び謝罪をし、理解を得ました。その際、本来A氏に対して送付すべきであった納入通知書を手渡しました。
原 因	送付前（封入作業時）に複数の職員でチェックを行ったものの、A氏・B氏が同姓同名であったことや、納入通知書の他に同封していた書類もあり、見落としたことが原因と考えられます。
再発防止	今回の事案を受けて、生活福祉課内において個別で発送処理をするあらゆる公文書について、文書発送時の二重チェックを行うとともに、複数の書類を同封し送付する場合は、より厳格に確認を行うことを徹底します。
コメント	（保健福祉部長） このような事態を招いたことを重く受け止め、深くお詫び申し上げますとともに、指導を徹底し再発防止に取り組んでまいります。
問合せ	保健福祉部 生活福祉課 TEL 072-958-1111 内線 1130